

仮に外国の技術基準に基づく業務用無線システム(タクシー、列車、空港等で使用されるデジタル無線通信システム)をそのまま日本で使用すると・・・

使用する周波数帯等が日本の技術基準に適合しない

870 - 876MHzで使用する携帯電話と混信

欧州規格の業務用無線システム

日本の使用状況

欧州規格業務用無線システム

携帯電話基地局

MHz

921

915

876

870

470

450

430

410

下り回線

混信

上り回線

混信

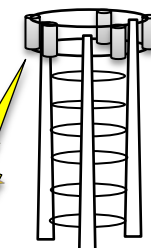
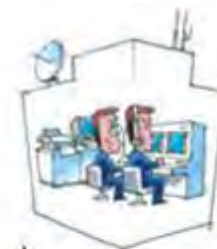
テレメータ、
移動体識別

携帯電話

放送事業、固定気
象衛星、船上通信

テレメータ、小電力
セキュリティシステム

混信



- ・ 日本国内の既存の無線設備に混信を引き起こす。
- ・ 利用者が使用していた外国規格の無線設備も使用不能となる場合がある。
- ・ 混信を受けるシステムが航空用等の場合は、人命に関わる場合もある。

社会的・経済的に大きな混乱を引き起こすおそれ。

- 各国は、製造された無線設備が自国の技術基準に適合しているかを政府自身、政府が認めた認証機関または製造業者自身が認証等した後、当該政府が指定したマークを貼付して当該設備の流通・使用を許可。
- 外国市場への投入は、製造業者等が投入相手国の認証機関等の認証等を得て、当該外国政府の指定するマークを貼付して許可される。⇒参考2

我が国と欧米との基準認証制度の比較（一般的な無線設備の場合）

国又は地域	各国制度		対象設備	試験の実施主体	試験結果の評価又は認証 [実施主体]	認証等のマーク	評価機関等の関与	販売・流通規制
欧州 CE	自己宣言	内部生産管理	欧州規格の存在する無線設備※1	自己 (第三者試験も可)	評価 [NB]	CEマーク +ID	要※2	有
		技術構成ファイル	欧州規格の存在しない無線設備				要	
		完全品質保証	全ての無線設備※1	NB (品質 システムの点検も含む)				
米国 FCC	自己確認	適合宣言	受信設備 (電波を発射するものは対象外)	自己 (第三者試験も可)		FCCマーク	任意	有
	認証	民間認証	FCCに許可された無線設備 (例:普及技術)※1	認定試験所 又はTCB	認証 [TCB]	FCC IDのみ	要	
		政府認証	全ての無線設備 (例:新技術設備等)	FCC	認証 [FCC]			
日本 VCCI	自己確認	技術基準適合 自己確認	特別特定無線設備 (特定無線設備のうち27種※3)	自己 (第三者試験も可)		技適マーク +ID	任意	無
	認証	技術基準 適合証明	特定無線設備※1 (小規模無線局無線設備152種※3)	登録証明機関 (自己もしくは 第三者試験も可)	認証 [登録証明機関]	技適マーク +ID	要	
		工事設計認証						

※1: 無線LAN、Bluetoothを含む無線設備

※2: NBの関与しない自己宣言も選択可能(その場合は「CEマーク」のみ)

※3: 特別特定無線設備及び特定無線設備は平成25年7月1日現在の数

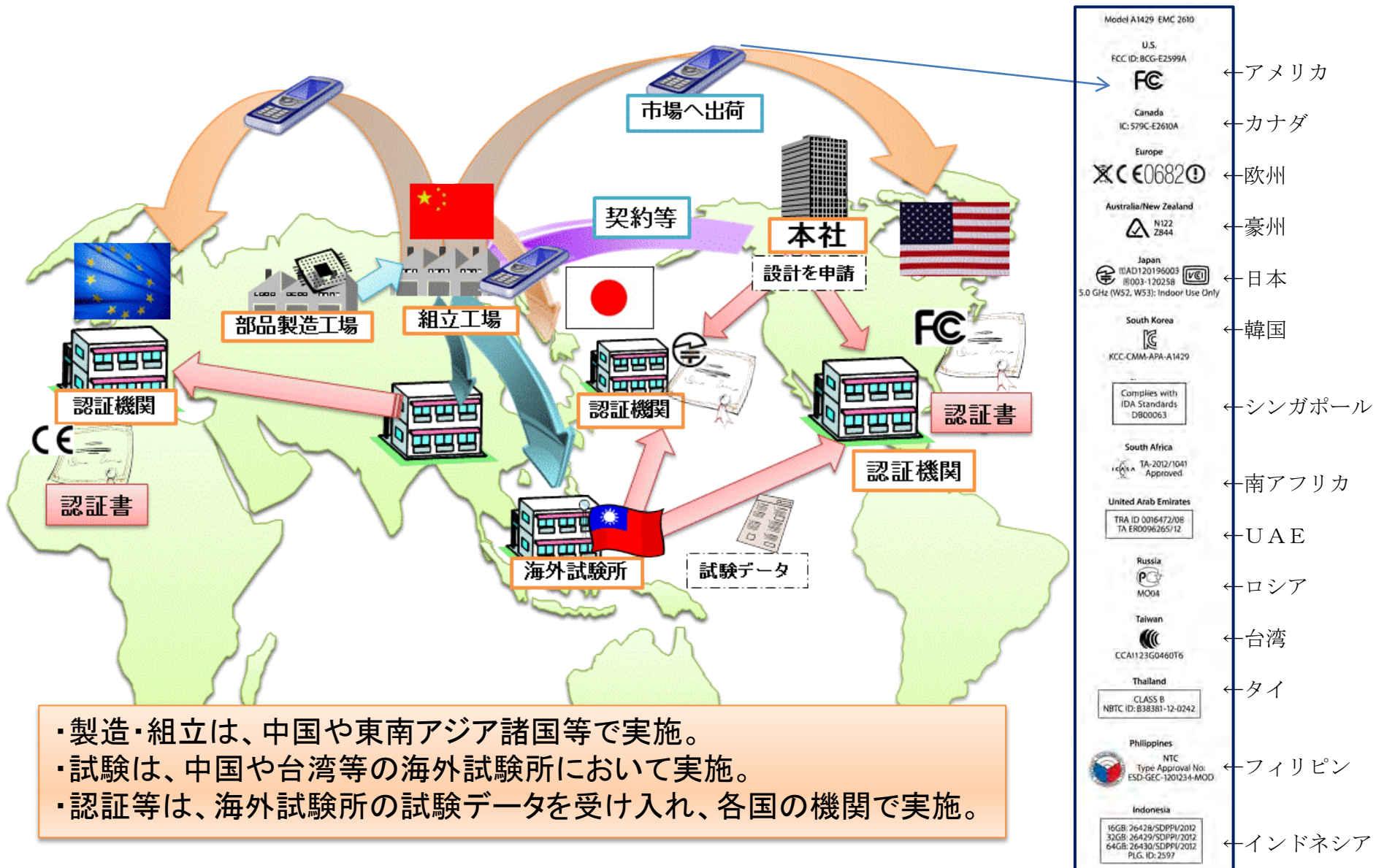
FCC: Federal Communications Commission (米国連邦通信委員会)

TCB: Telecommunications Certification Body (米国における適合性評価を行う民間機関)

NB: Notified Body (欧州における適合性評価を行う民間機関)

登録証明機関: 電波法に基づく適合性評価を行う民間機関

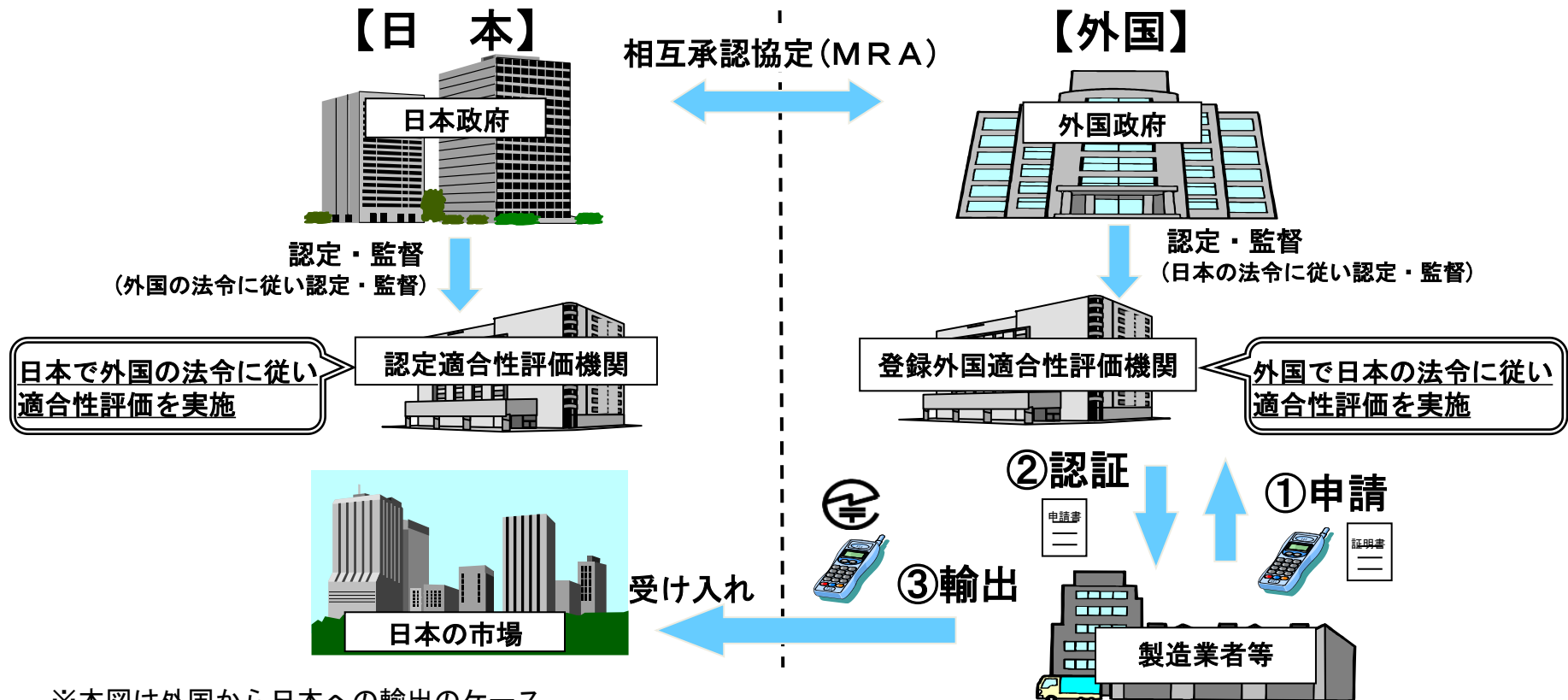
- 外国に本社を有す製造業者が中国等の工場で生産し、日米欧の市場に出荷する場合の例



MRA (Mutual Recognition Agreement) とは

- 電気通信機器の技術基準への適合性評価の結果を日本と外国との間で相互に受け入れる制度
- 電気通信機器に関しては、欧州、シンガポール、米国とMRAを締結

※日欧MRA: 平成14年1月発効、日シンガポールMRA: 平成14年11月発効、日米MRA: 平成20年1月発効



※本図は外国から日本への輸出のケース。

日本の製造業者が日本で外国の認証を取得し、外国に輸出することも可能。